

山陽小野田市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市内の空家等の情報を市内外に発信することにより、中古住宅市場での流通を促進し、管理不適切空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の活用による移住定住の促進及び地域振興を図るため、山陽小野田市空き家バンクの実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（同法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空家等の売却、賃貸等を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報を市長が必要と認める範囲で公開し、空家等の利用を希望する者に対し提供するものをいう。
- (4) 暴力団 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(空き家バンクへの登録申請対象者)

第4条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家等の所有者等

(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(空家等の登録申請)

第5条 空き家バンクに空家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク登録カード（様式第2号）

(2) 建物の登記事項証明書又は建物を所有していることが分かる書類の写し

(3) 土地の登記事項証明書又は土地を所有していることが分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 登録申請者は、前項の規定による申請を行う場合において、当該空家等について権利を有する者がほかにあるときは、その全ての者から空き家バンク登録についての同意を得なければならない。

(登録及び公開)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容及び現地を確認し、適当であると認めたときは、当該登録申請者及び空家等に関する事項を空き家バンクに登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により登録申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した空家等（以下「登録空家等」という。）の情報を全国版空き家・空き地バンクで公開するほか、適切な方法で公開するものとする。

4 市長は、登録空家等の情報を管理するため、市の空き家バンクデータベースを作成するものとする。

5 第1項の規定による登録の期限は、当該登録空家等の登録日の属する月の初日から起算して2年間とする。ただし、登録期限後の再登録を妨げない。

(登録事項の変更)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第8条 登録者は、契約が成立したとき、又は当該登録空家等の登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録取消届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録空家等の登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

(1) 前項の空き家バンク登録取消届の提出があったとき。

(2) 登録空家等に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(3) 登録空家等の売却、賃貸等の契約が成立したとき。

(4) 登録から2年を経過したとき。

(5) 登録事項に虚偽があったとき。

(6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとわかったとき。

(7) その他市長が適当でないと認めたとき。

（登録空家等の利用申請）

第9条 登録空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、登録空家等利用希望申請書（様式第7号）に、市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、空き家バンク利用希望通知書（様式第8号）により当該登録空家等の登録者に対しその旨を通知し、登録者情報通知書（様式第9号）により利用希望者に登録者の情報を通知する。

3 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録者情報の提供は行わず、登録空家等利用不決定通知書（様式第10号）により当該利用希望者に通知するものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であ

るとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が提供することを適当でないと認めたとき。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用希望者との登録空家等に関する交渉及び売却、賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第5条第1項及び第9条第1項の規定により空き家バンクに登録されている個人情報の取扱いについては、山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）に定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

空き家バンク登録申請書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

（登録申請者）

住 所

氏 名

電 話

下記の空家等を山陽小野田市空き家バンクに登録したいので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

空家等所在地

山陽小野田市_____

誓約・同意事項

- 1 私は、申請の空家等について、建物所有者、土地所有者ほか関係する権利者の全てから空き家バンクへの登録について同意を得ていること及び権利者等から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
- 2 私は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にないことを誓約します。
- 3 私は、利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たり、市には責任を追及しないことを誓約します。
- 4 空き家バンクへの登録後も、引き続き登録空家等を適切に管理することを誓約します。
- 5 登録空家等の情報のうち、個人情報を含む部分を除き、山陽小野田市のホームページ、窓口等に設置する台帳、及び国土交通省が運用する「全国版空き家・空き地バンク」等に掲載し、不特定多数に公開することに同意します。
- 6 利用希望者に対し、必要な個人情報及び物件の情報を提供することに同意します。

年 月 日

登録申請者 氏名

登録番号

空き家バンク登録カード

記入日 年 月 日

所有者等 (登録申請者)	氏名(ふりがな)			
	電話番号		FAX	
	連絡がつきやすい時間帯		E-mail	
	住所	〒		
利用希望者との連絡方法		<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他 ()		

所有者等の希望条件	売買又は賃貸の別 <input type="checkbox"/> 売買 (円) <input type="checkbox"/> 賃貸 (円/月) <input type="checkbox"/> その他 ()		
空家等の所在地	山陽小野田市		
空家等の概要	建築年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 不明 利用状況 年頃から空き家 <input type="checkbox"/> 不明 構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 () 階数 <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> その他 () 用途 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他 () 道路 <input type="checkbox"/> 車両進入可 <input type="checkbox"/> 車両進入不可 敷地面積 m ² 建物面積 m ² 間取り		
	設備状況	電気 <input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 () ガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 () 水道 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 () 下水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 () トイレ <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り	
		付帯施設	<input type="checkbox"/> 駐車場 (台) <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 農地 (a) <input type="checkbox"/> その他 ()
		補修	要否 <input type="checkbox"/> 即使用可 <input type="checkbox"/> 小規模改修が必要 <input type="checkbox"/> 大規模改修が必要 <input type="checkbox"/> 居住不可
		主要施設までの距離	<input type="checkbox"/> () 駅 (m) <input type="checkbox"/> () バス停 (m) <input type="checkbox"/> スーパー (m) <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 (m) <input type="checkbox"/> () 小学校 (m) <input type="checkbox"/> コンビニ (m)
			不動産業者等の仲介 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	情報提供	宅建協会・不動産協会・不動産業者・宅地建物取引業者等への情報提供(申請者住所を除く空き家バンク登録カード情報)の有無 <input type="checkbox"/> 有(情報提供を希望する) <input type="checkbox"/> 無(情報提供を希望しない)	
	特記事項 (PRなど)		

※太枠内の情報は、空き家バンク等には公開しません。

※空家等の利用希望者から申請があった場合は、太枠内の情報(住所を除く)を利用希望者に通知します。

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家バンクへの登録について、下記のとおり登録が完了しましたので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

登録番号	
所有者等	
登録空家等所在地	山陽小野田市
登録日	
登録期限	
備考	

- ※ 登録内容に変更等が生じた場合は、空き家バンク登録事項変更届（様式第4号）により速やかに手続を行ってください。
- ※ 山陽小野田市は、利用希望者との登録空家等に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- ※ 申請に係る個人情報等は、本事業の目的以外に利用しません。
- ※ 登録期限後の再登録を希望する場合は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）を提出してください。

空き家バンク登録事項変更届

年 月 日

山陽小野田市長 宛

(登録者)

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、空き家バンク登録事項を変更したので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第7条の規定により本書を提出します。

記

登録番号	
登録空家等所在地	山陽小野田市
変更内容	
変更理由	

※ 変更事項を反映した空き家バンク登録カード（様式第2号）等を添付すること。

空き家バンク登録取消届

年 月 日

山陽小野田市長 宛

(登録者)

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、空き家バンクの登録を取り消したいので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第8条第1項の規定により本書を提出します。

記

登録番号	
登録空き家等所在地	山陽小野田市
取消理由	<input type="checkbox"/> 売買の契約が成立した <input type="checkbox"/> 賃貸借の契約が成立した <input type="checkbox"/> その他（以下に理由を記載）

様

山陽小野田市長

空き家バンク登録取消通知書

下記のとおり、空き家バンクの登録を取り消したので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

登録番号	
登録空き等 所在地	山陽小野田市
取消理由	

年 月 日

山陽小野田市長 宛

(利用希望者)

郵便番号

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

E-mail

登録空家等利用希望申請書

下記のとおり、山陽小野田市空き家バンクを利用したいので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第9条第1項の規定により、本人確認書類の写しを添えて申請します。

記

利用希望空家等 登録番号	
利用の目的	<input type="checkbox"/> 居住 <input type="checkbox"/> 定期的に利用 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考 (希望の連絡手段、連絡の つきやすい時間帯等)	

承諾・誓約事項

- 1 私は、記載内容に偽りがないことを誓約します。
- 2 私は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にないことを誓約します。
- 3 私は、登録者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓います。
- 4 私は、登録空家等利用希望申請を通じて得られた情報については、空き家バンクの目的に沿って利用し、決してほかの目的に利用しないことを誓います。
- 5 私は、利用を希望する登録空家等の登録者（所有者等）に対して、申請者の情報（住所を除く）を提供することについて同意します。

年 月 日

利用希望者 氏名

様

山陽小野田市長

空き家バンク利用希望通知書

下記のとおり、登録空家等の利用希望申請があったので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

利用希望空家等 登録番号	
利用希望者	
連絡先	
備考	

- ※ 山陽小野田市は、登録空家等に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- ※ 利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たってください。

様

山陽小野田市長

登録者情報通知書

年 月 日付けで申請のあった登録空家等利用希望について、山陽小野田市
空き家バンク実施要綱第9条第2項の規定により、登録者の情報を下記のとおり通知しま
す。

記

利用希望空家等 登録番号	
登録者	
連絡先	
備考	

- ※ 山陽小野田市は、登録空家等に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しません。
- ※ 登録者との交渉及び契約には誠意をもって望み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たってください。

第 年 月 日
号

様

山陽小野田市長

登録空家等利用不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった登録空家等利用希望について、下記の理由により登録者の情報を提供しないこととしたので、山陽小野田市空き家バンク実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

利用希望空家等 登録番号	
不決定の理由	
備 考	